

平成28年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

平成 28年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「平成 28 年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 54 回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

平成 30 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課長

荒井 仁志

目 次

概 要

第 1 制度の沿革	2
1 地方公務員の共済組合制度の沿革	2
2 社会保障協定の状況	8
3 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第 2 制度の改正等	10
1 制度の改正	10
2 平成 28 年度における年金額の改定	10
第 3 制度の概要	11
1 地方公務員の共済組合制度の概要	11
2 地方団体関係団体職員年金制度等の概要	22
3 地方議会議員の年金制度の概要	24
第 4 事業の概要	28
I 地方公務員共済組合の事業の概要	28
[I] 組合及び組合員の概況	28
1 組合等の数	28
2 組合員数	29
3 被扶養者数	33
4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	34
[II] 短期給付の概況	37
1 収支の状況	37
2 短期財源率の状況	41
3 給付の状況	42
(1) 給付の種類	42
(2) 受診率等の状況	42

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	42
(4) 給付実績	42
[Ⅲ] 長期給付の概況	49
1 長期財源率の状況	49
2 収入の状況	50
3 給付の状況	51
4 長期給付積立金の状況	64
[Ⅳ] 福祉事業の概況	72
Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要	79
[Ⅰ] 地方議会議員の概況	79
[Ⅱ] 給付経理の財源	79
[Ⅲ] 収支の概況（給付経理）	79

統計表 I（地方公務員等共済組合）

1 組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	82
2 福祉施設に関する調	86
3 短期法定給付支給状況調	88
4 短期附加給付支給状況調	98
5 長期給付支給状況調	100
6 年金種類別受給権者状況調	104
7 短期経理貸借対照表	110
8 同 損益計算書	112
9 厚生年金保険経理貸借対照表	116
10 同 損益計算書	118
11 退職等年金経理貸借対照表	122
12 同 損益計算書	124
13 経過的長期経理貸借対照表	126
14 同 損益計算書	128
15 業務経理貸借対照表	130

16	同	損益計算書	132
17		保健経理貸借対照表	136
18	同	損益計算書	138
19		医療経理貸借対照表	142
20	同	損益計算書	144
21		宿泊経理貸借対照表	148
22	同	損益計算書	152
23		住宅経理貸借対照表	156
24	同	損益計算書	158
25		貯金経理貸借対照表	160
26	同	損益計算書	162
27		貸付経理貸借対照表	164
28	同	損益計算書	166
29		物資経理貸借対照表	170
30	同	損益計算書	174
31		財形経理貸借対照表	178
32	同	損益計算書	180

統計表 I の 2 ⎧

 指定都市職員共済組合
 都市職員共済組合
 市町村職員共済組合

⎫ の組合別内訳

1		組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	184
2		福祉施設に関する調	196
3		短期法定給付支給状況調	198
4		短期附加給付支給状況調	234
5		短期経理貸借対照表	242
6	同	損益計算書	250
7		業務経理貸借対照表	266
8	同	損益計算書	278

9	保健経理貸借対照表	294
10	同 損益計算書	310
11	宿泊経理貸借対照表	334
12	同 損益計算書	350
13	貯金経理貸借対照表	374
14	同 損益計算書	382
15	貸付経理貸借対照表	394
16	同 損益計算書	406
17	物資経理貸借対照表 (市町村職員共済組合のみ)	426
18	同 損益計算書 (同 上)	434
19	財形経理貸借対照表	444
20	同 損益計算書	452

統計表 I の 3 (再掲 地方公務員共済組合連合会)

1	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表	468
2	同 損益計算書	468
3	退職等年金給付調整経理貸借対照表	469
4	同 損益計算書	469
5	経過的長期給付調整経理貸借対照表	470
6	同 損益計算書	470
7	基礎年金拠出金経理貸借対照表	471
8	同 損益計算書	471
9	厚生年金拠出金経理貸借対照表	472
10	同 損益計算書	472
11	業務経理貸借対照表	473
12	同 損益計算書	473

統計表 I の 4 (再掲 全国市町村職員共済組合連合会)

1	災害給付経理貸借対照表	476
2	同 損益計算書	476

3	保健給付経理貸借対照表	477
4	同 損益計算書	477
5	厚生年金保険経理貸借対照表	478
6	同 損益計算書	478
7	退職等年金経理貸借対照表	479
8	同 損益計算書	479
9	経過の長期経理貸借対照表	480
10	同 損益計算書	480
11	業務経理貸借対照表	481
12	同 損益計算書	481
13	宿泊経理貸借対照表	482
14	同 損益計算書	482
15	団体信用生命保険経理貸借対照表	483
16	同 損益計算書	483
17	貸付債権共同保全経理貸借対照表	484
18	同 損益計算書	484
19	短期給付財政調整経理貸借対照表	485
20	同 損益計算書	485
21	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	486
22	同 損益計算書	486
23	育児・介護休業給付経理貸借対照表	487
24	同 損益計算書	487
25	財形経理貸借対照表	488
26	同 損益計算書	488

統 計 表 II (地方議会議員共済会)

1	議員数及び報酬に関する調	490
2	共済給付金支給状況調	490
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	490

4	給付經理貸借対照表	491
5	同 損益計算書	491
6	業務經理貸借対照表	492
7	同 損益計算書	492

概 要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。

- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた（なお、平成 22 年 12 月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す

る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

- (11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。
- (13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに
より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

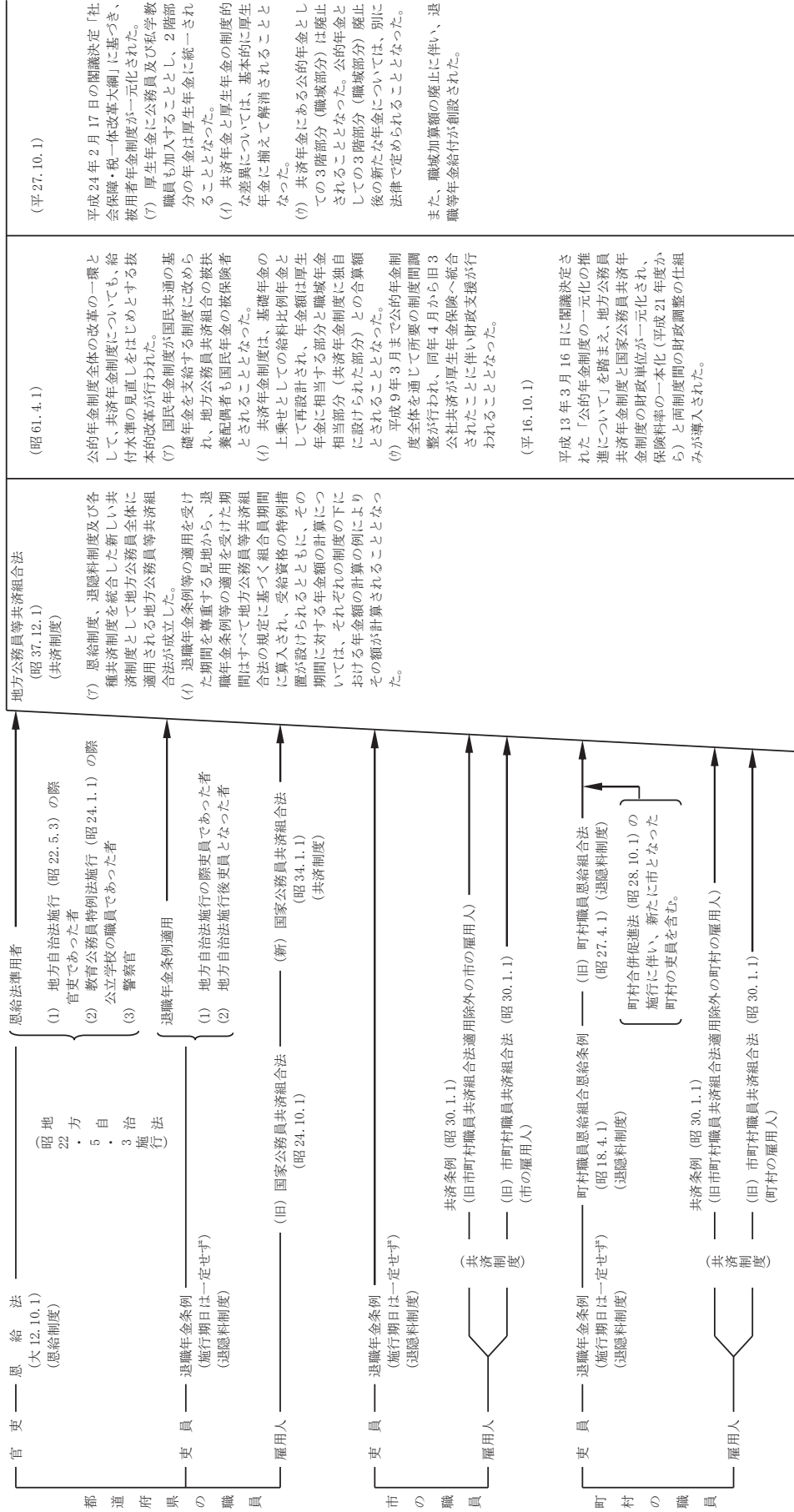
- (14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 26 年 12 月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた（ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成 27 年 10 月から実施することとされた。）。

また、この法律により、平成 27 年 10 月 1 日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成 24 年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

- (15) 平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）により、退職等年金給付を設けることとされた。

地方公務員の退職年金制度の沿革 (略表)



2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日
ブラジル	○		平成 24 年 3 月 1 日
スイス	○	○	平成 24 年 3 月 1 日
ハンガリー	○	○	平成 26 年 1 月 1 日
インド	○		平成 28 年 10 月 1 日

3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

第2 制度の改正等

1 制度の改正

平成28年度においては、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）」（以下「改正法」という。）、「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成29年政令第83号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

改正法による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等により、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含めることとされたことに伴い、育児休業終了時の標準報酬の改定等について対象となる子の範囲が拡大された。

(2) 介護休業手当金の分割支給

改正法による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正により、一般職の地方公務員が介護休業を分割取得することができることとされたことに伴い、介護休業手当金の支給期間について、分割取得された介護休業に対して支給できることとされた。

2 平成28年度における年金額の改定

平成27年平均の全国消費者物価指数は対前年度0.8%となり、対前年度比名目手取り賃金変動率はマイナス0.2%となったことから、平成28年度の年金額は、物価及び賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置くこととなった。

第3 制度の概要

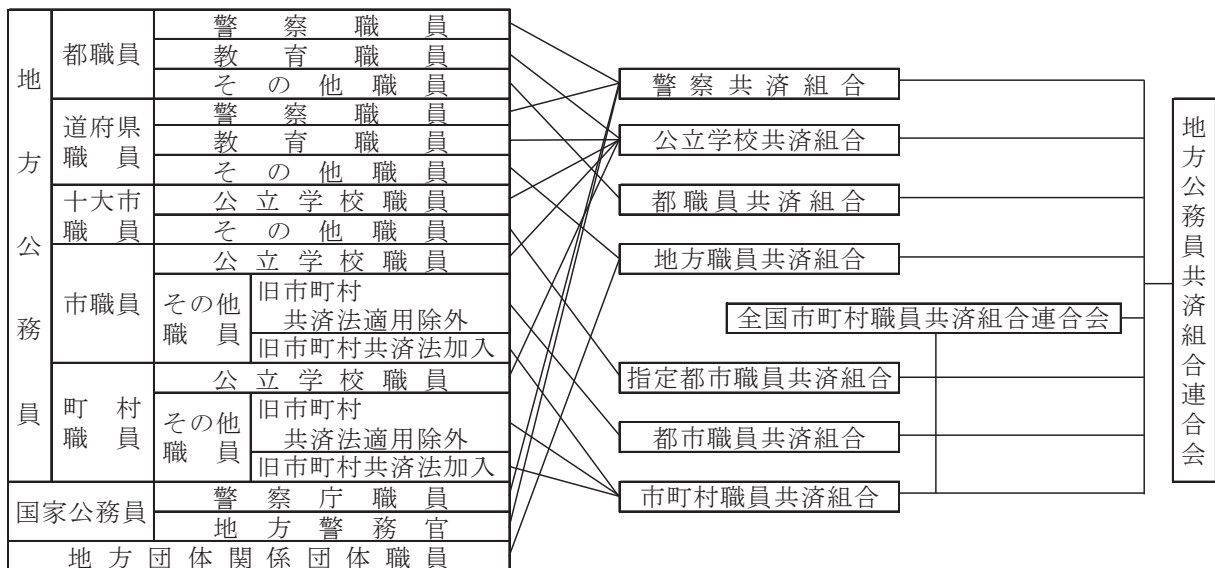
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ 福祉事業を行うこと。

コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成 19 年 4 月から、指定都市職員共済組合については平成 27 年 10 月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ 基礎年金拠出金を納付すること。

キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の22分の1に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

ア 定時決定

毎年7月1日において、現に組合員である者の同日前3月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の9月1日から翌年の8月1日までの標準報酬とする。

イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の8月31日（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月31日）までの標準報酬とする。

ウ 随時改定

組合員が継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高

低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

エ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

オ 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の 6 種類がある。

- 厚生年金保険給付……①老齢厚生年金
 - ②障害厚生年金及び障害手当金
 - ③遺族厚生年金
- 退職等年金給付……④退職年金
 - ⑤公務障害年金
 - ⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(8) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が 3 歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方

公共団体の負担金が免除される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている（当分の間、特例措置により100分の6.875。）。

イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の短期給付事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得た額と組合の長期給付事務に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付

……その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 厚生年金保険給付

……厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされて

おり、政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ウ) 退職等年金給付

……将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国家公務員共済組合法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、

その認めた日)までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外される場合は、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなことを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(12) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)の公布の日(昭和56年11月20日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が10年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して6月を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(13) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金
施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金
施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(14) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(15) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第2条1項第1号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の

適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

- ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社

コ 土地開発公社

サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 6 種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用

- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成16年度以降においては、事務に要する費用に100分の60を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）により、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 済 会

ア 制度廃止前（平成23年5月31日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げることにされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 28 年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 22.6、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 41.0 とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行われている（制度廃止後も同様）。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成28年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年度		
	平成28年度末	平成27年度末	前年度との比較増減
地方職員共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
公立学校共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
警察共済組合	1 (49)	1 (49)	0 (0)
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	3	3	0
計	64 (143)	64 (143)	0 (0)

(注) () 内の数は、支部数である。

2 組合員数

平成 28 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,872,122 人、長期給付適用は 2,840,007 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,417,931 人（短期給付適用者全体の 84.2%）、地方公共団体の長である組合員 1,780 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,577 人（同 5.3%）、船員一般組合員 1,831 人（同 0.1%）、特定警察組合員 252,987 人（同 8.8%）及び任意継続組合員 46,016 人（同 1.6%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,417,935 人（長期給付適用者全体の 85.1%）、地方公共団体の長である組合員 1,785 人（同 0.1%）、特定消防組合員 151,577 人（同 5.3%）、長期組合員 12,866 人（同 0.5%）、船員一般組合員 1,831 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,026 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 252,987 人（同 8.9%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 2,571 人減少（0.1%減）しており、その内訳は、一般組合員 4,138 人増、特定消防組合員 507 人増、船員一般組合員 30 人減、特定警察組合員 828 人増及び任意継続組合員 8,014 人減となっている。長期給付適用は総数で 6,766 人増加（0.2%増）しており、その内訳は、一般組合員 4,142 人増、特定消防組合員 507 人増、長期組合員 1,308 人増、船員一般組合員 30 人減、継続長期組合員 11 人増、特定警察組合員 828 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,739,210 人（短期給付適用者全体の 60.6%）、女子組合員 1,132,912 人（同 39.4%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 10,870 人減少、女子組合員は 8,299 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,718,340 人（長期給付適用者全体の 60.5%）、女子組合員 1,121,667 人（同 39.5%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 5,530 人減少、女子組合員は 12,296 人増加している（第 2 表その(一)参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が 64.1%、警察共済組合が 87.5%、指定都市職員共済組合が 67.8%及び市町村職員共済組合が 61.8%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均 60.6%より高くなっているが、公立学校共済組合の 48.9%、東京都職員共済組合の 60.1%及び都市職員共済組合の 57.9%はこの平均より低くなっている。

長期給付適用は、地方職員共済組合が 63.5%、警察共済組合が 87.4%、全国市町村職員共済組合連合会が 62.4%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均 60.5%より高くなっているが、公立学校共済組合の 48.8%及び東京都職員共済組合の 60.3%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一） 組合員種別

（短期給付適用）

区分 組合員の種類		平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一 般 組 合 員	男	1,328,882	46.3	1,334,706	46.4	△ 5,824	△ 0.4
	女	1,089,049	37.9	1,079,087	37.5	9,962	0.9
	計	2,417,931	84.2	2,413,793	84.0	4,138	0.2
地方公共団体の 長である組合員	男	1,752	0.1	1,755	0.1	△ 3	△ 0.2
	女	28	0.0	25	0.0	3	12.0
	計	1,780	0.1	1,780	0.1	0	0.0
特定消防組合員	男	147,576	5.1	147,252	5.1	324	0.2
	女	4,001	0.1	3,818	0.1	183	4.8
	計	151,577	5.3	151,070	5.3	507	0.3
船員一般組合員	男	1,817	0.1	1,845	0.1	△ 28	△ 1.5
	女	14	0.0	16	0.0	△ 2	△ 12.5
	計	1,831	0.1	1,861	0.1	△ 30	△ 1.6
特定警察組合員	男	230,566	8.0	230,946	8.0	△ 380	△ 0.2
	女	22,421	0.8	21,213	0.7	1,208	5.7
	計	252,987	8.8	252,159	8.8	828	0.3
任意継続組合員	男	28,617	1.0	33,576	1.2	△ 4,959	△ 14.8
	女	17,399	0.6	20,454	0.7	△ 3,055	△ 14.9
	計	46,016	1.6	54,030	1.9	△ 8,014	△ 14.8
合 計	男	1,739,210	60.6	1,750,080	60.9	△ 10,870	△ 0.6
	女	1,132,912	39.4	1,124,613	39.1	8,299	0.7
	計	2,872,122	100.0	2,874,693	100.0	△ 2,571	△ 0.1

(長期給付適用)

区分 組合員の種類		平成 28 年度 末		平成 27 年度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一 般 組 合 員	男	1,328,886	46.8	1,334,706	47.1	△ 5,820	△ 0.4
	女	1,089,049	38.3	1,079,087	38.1	9,962	0.9
	計	2,417,935	85.1	2,413,793	85.2	4,142	0.2
地方公共団体の 長である組合員	男	1,757	0.1	1,760	0.1	△ 3	△ 0.2
	女	28	0.0	25	0.0	3	12.0
	計	1,785	0.1	1,785	0.1	0	0.0
特定消防組合員	男	147,576	5.2	147,252	5.2	324	0.2
	女	4,001	0.1	3,818	0.1	183	4.8
	計	151,577	5.3	151,070	5.3	507	0.3
長 期 組 合 員	男	6,768	0.2	6,399	0.2	369	5.8
	女	6,098	0.2	5,159	0.2	939	18.2
	計	12,866	0.5	11,558	0.4	1,308	11.3
特定消防長期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
船員一般組合員	男	1,817	0.1	1,845	0.1	△ 28	△ 1.5
	女	14	0.0	16	0.0	△ 2	△ 12.5
	計	1,831	0.1	1,861	0.1	△ 30	△ 1.6
継続長期組合員	男	970	0.0	962	0.0	8	0.8
	女	56	0.0	53	0.0	3	5.7
	計	1,026	0.0	1,015	0.0	11	1.1
特定警察組合員	男	230,566	8.1	230,946	8.2	△ 380	△ 0.2
	女	22,421	0.8	21,213	0.7	1,208	5.7
	計	252,987	8.9	252,159	8.9	828	0.3
合 計	男	1,718,340	60.5	1,723,870	60.8	△ 5,530	△ 0.3
	女	1,121,667	39.5	1,109,371	39.2	12,296	1.1
	計	2,840,007	100.0	2,833,241	100.0	6,766	0.2

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、施行法第2条第1項第11号に規定する消防司令補、消防士長、若しくは消防士又は常勤の消防団員である消防組合員をいう。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第29条第1項、令附則第43条第1項若しくは第45条第3項の規定により、又は令附則第44条第1項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員及び法第144条の3に規定する団体組合員をいう。
- (5) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (6) 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (7) 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。
- (8) 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別
（短期給付適用）

区分 組合名		平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 合 共 済 組 合	男	192,274	64.1	193,880	64.7	△ 1,606	△ 0.8
	女	107,881	35.9	105,655	35.3	2,226	2.1
	計	300,155	100.0	299,535	100.0	620	0.2
公 立 学 校 合 共 済 組 合	男	471,740	48.9	475,536	49.0	△ 3,796	△ 0.8
	女	493,566	51.1	493,971	51.0	△ 405	△ 0.1
	計	965,306	100.0	969,507	100.0	△ 4,201	△ 0.4
警 察 共 済 組 合	男	260,872	87.5	261,155	87.9	△ 283	△ 0.1
	女	37,414	12.5	35,791	12.1	1,623	4.5
	計	298,286	100.0	296,946	100.0	1,340	0.5
東 京 都 職 員 合 共 済 組 合	男	73,488	60.1	73,108	60.1	380	0.5
	女	48,692	39.9	48,497	39.9	195	0.4
	計	122,180	100.0	121,605	100.0	575	0.5
指 定 都 市 職 員 合 共 済 組 合	男	115,480	67.8	116,286	68.3	△ 806	△ 0.7
	女	54,954	32.2	53,973	31.7	981	1.8
	計	170,434	100.0	170,259	100.0	175	0.1
市 町 村 職 員 合 共 済 組 合	男	595,137	61.8	599,790	62.2	△ 4,653	△ 0.8
	女	368,402	38.2	365,092	37.8	3,310	0.9
	計	963,539	100.0	964,882	100.0	△ 1,343	△ 0.1
都 市 職 員 合 共 済 組 合	男	30,219	57.9	30,325	58.4	△ 106	△ 0.3
	女	22,003	42.1	21,634	41.6	369	1.7
	計	52,222	100.0	51,959	100.0	263	0.5
合 計	男	1,739,210	60.6	1,750,080	60.9	△ 10,870	△ 0.6
	女	1,132,912	39.4	1,124,613	39.2	8,299	0.7
	計	2,872,122	100.0	2,874,693	100.1	△ 2,571	△ 0.1

（長期給付適用）

区分 組合名		平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
		人	%	人	%	人	%
地 方 職 員 合 共 済 組 合	男	196,982	63.5	197,869	65.0	△ 887	△ 0.4
	女	113,135	36.5	109,825	35.0	3,310	3.0
	計	310,117	100.0	307,694	100.0	2,423	0.8
公 立 学 校 合 共 済 組 合	男	460,218	48.8	462,026	49.2	△ 1,808	△ 0.4
	女	483,547	51.2	482,283	50.8	1,264	0.3
	計	943,765	100.0	944,309	100.0	△ 544	△ 0.1
警 察 共 済 組 合	男	258,939	87.4	259,291	88.4	△ 352	△ 0.1
	女	37,208	12.6	35,596	11.6	1,612	4.5
	計	296,147	100.0	294,887	100.0	1,260	0.4
東 京 都 職 員 合 共 済 組 合	男	73,152	60.3	72,721	60.1	431	0.6
	女	48,185	39.7	47,877	39.9	308	0.6
	計	121,337	100.0	120,598	100.0	739	0.6
全 国 市 町 村 職 員 合 共 済 組 合 連 合 会	男	729,049	62.4	731,963	62.1	△ 2,914	△ 0.4
	女	439,592	37.6	433,790	37.9	5,802	1.3
	計	1,168,641	100.0	1,165,753	100.0	2,888	0.2
合 計	男	1,718,340	60.5	1,723,870	60.8	△ 5,530	△ 0.3
	女	1,121,667	39.5	1,109,371	39.2	12,296	1.1
	計	2,840,007	100.0	2,833,241	100.0	6,766	0.2

（注） 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

平成 28 年度末現在の被扶養者数は 2,713,887 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 60,172 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,872,122 人）1 人当たりの被扶養者数は 0.94 人で、前年と比較すると 0.02 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.29 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.77 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

(短期給付適用)

組合名	平成 28 年度末		平成 27 年度末		増 減		
	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり
区分	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	305,195	1.02	314,879	1.05	△ 9,684	△ 3.1	△ 0.03
公立学校共済組合	769,831	0.80	791,865	0.82	△ 22,034	△ 2.8	△ 0.02
警察共済組合	384,190	1.29	384,388	1.29	△ 198	△ 0.1	0.00
東京都職員共済組合	93,644	0.77	95,361	0.78	△ 1,717	△ 1.8	△ 0.01
指定都市職員共済組合	172,572	1.01	177,281	1.04	△ 4,709	△ 2.7	△ 0.03
市町村職員共済組合	941,526	0.98	962,630	1.00	△ 21,104	△ 2.2	△ 0.02
都市職員共済組合	46,929	0.90	47,655	0.92	△ 726	△ 1.5	△ 0.02
合 計	2,713,887	0.94	2,774,059	0.96	△ 60,172	△ 2.2	△ 0.02

4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

平成 28 年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 2,166 億円、長期給付適用が 1 兆 1,845 億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が 63 億円 (0.5%) 増、長期給付適用が 61 億円 (0.5%) 増となっている。これを組合員 1 人当たりの標準報酬の月額で見ると、短期給付適用 423,579 円、長期給付適用が 417,068 円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が 2,556 円 (0.6%) 増、長期給付適用が 1,155 円 (0.3%) 増となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 5,020 億円、長期給付適用が 4 兆 5,083 億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると 1,459 億円 (3.3%) 増となっている。これを組合員 1 人当たりの標準期末手当等の額で見ると、短期給付適用が 1,567,465 円、長期給付適用が 1,587,411 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 47,708 円 (3.1%) 増となっている (第 4 表参照)。

第4表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

その(一) 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成28年度末		平成27年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	133,298,724	473,321,682	130,894,084	463,554,813	2,404,640	1.8	9,766,869	2.1
公立学校共済組合	410,679,958	1,612,917,471	412,510,432	1,524,095,791	△1,830,474	△0.4	88,821,680	5.8
警察共済組合	139,401,000	466,763,761	138,549,237	453,314,159	851,763	0.6	13,449,602	3.0
東京都職員共済組合	55,303,296	206,173,087	54,315,280	200,453,867	988,016	1.8	5,719,220	2.9
指定都市職員共済組合	75,970,250	276,258,288	76,131,561	271,710,544	△161,311	△0.2	4,547,744	1.7
市町村職員共済組合	380,039,122	1,391,610,981	376,605,116	1,368,228,126	3,434,006	0.9	23,382,855	1.7
都市職員共済組合	21,877,306	74,906,843	21,307,557	72,570,918	569,749	2.7	2,335,925	3.2
合計	1,216,569,656	4,501,952,113	1,210,313,266	4,353,928,218	6,256,390	0.5	148,023,895	3.4

(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある(以下、概要部分の表について同じ。)

(長期給付適用)

区分 組合名	平成28年度末		平成27年度末		増減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	131,735,514	489,203,459	129,484,642	478,548,233	2,250,872	1.7	10,655,226	2.2
公立学校共済組合	402,192,494	1,611,263,326	403,742,068	1,523,374,092	△1,549,574	△0.4	87,889,234	5.8
警察共済組合	136,536,982	465,392,181	135,589,268	452,489,327	947,714	0.7	12,902,854	2.9
東京都職員共済組合	53,776,498	205,514,610	53,380,810	200,305,849	395,688	0.7	5,208,761	2.6
全国市町村職員共済組合連合会	460,234,130	1,736,883,719	456,185,488	1,707,633,091	4,048,642	0.9	29,250,628	1.7
合計	1,184,475,618	4,508,257,295	1,178,382,276	4,362,350,592	6,093,342	0.5	145,906,703	3.3

(注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

その（二） 組合員 1 人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
 (短期給付適用)

区分 組合名	平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	444,100	1,576,924	436,991	1,547,581	7,109	1.6	29,343	1.9
公立学校共済組合	425,440	1,670,887	425,485	1,572,032	△ 45	0.0	98,855	6.3
警察共済組合	467,340	1,564,820	466,581	1,526,588	759	0.2	38,232	2.5
東京都職員共済組合	452,638	1,687,454	446,653	1,648,402	5,985	1.3	39,052	2.4
指定都市職員共済組合	445,746	1,620,911	447,151	1,595,866	△ 1,405	△ 0.3	25,045	1.6
市町村職員共済組合	394,420	1,444,271	390,312	1,418,026	4,108	1.1	26,245	1.9
都市職員共済組合	418,929	1,434,392	410,084	1,396,696	8,845	2.2	37,696	2.7
合 計	423,579	1,567,465	421,023	1,514,572	2,556	0.6	52,893	3.5

(長期給付適用)

区分 組合名	平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	424,793	1,577,480	420,823	1,555,273	3,970	0.9	22,207	1.4
公立学校共済組合	426,157	1,707,272	427,553	1,613,216	△ 1,396	△ 0.3	94,056	5.8
警察共済組合	461,045	1,571,490	459,801	1,534,450	1,244	0.3	37,040	2.4
東京都職員共済組合	443,200	1,693,751	442,634	1,660,938	566	0.1	32,813	2.0
全国市町村職員 共済組合連合会	393,820	1,486,242	391,323	1,464,833	2,497	0.6	21,409	1.5
合 計	417,068	1,587,411	415,913	1,539,703	1,155	0.3	47,708	3.1

(注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

平成 28 年度の短期経理の収支は組合全体で、収入 2 兆 251 億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出 1 兆 9,116 億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引 1,136 億円の黒字決算となっている。なお、平成 27 年度は 969 億円の黒字決算であった（第 5 表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が 88.8%（前年度 88.9%）、利息及び配当金が 0.1%（同 0.1%）、その他の収入が 4.4%（同 4.4%）、前年度繰越支払準備金が 6.7%（同 6.7%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では 204 億円（1.0%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金 174 億円（1.0%）増、利息及び配当金 2 億円（15.4%）減、その他の収入 21 億円（2.4%）増、前年度繰越支払準備金 11 億円（0.8%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が 37.8%（前年度 37.8%）、休業給付が 5.2%（同 5.4%）、災害給付が 0.1%（同 0.0%）、附加給付が 0.5%（同 0.5%）、老人保健拠出金が 0.0%（同 0.0%）、退職者給付拠出金が 1.2%（同 1.8%）、前期高齢者納付金が 17.6%（同 17.6%）、後期高齢者支援金が 17.9%（同 17.4%）、その他の支出が 12.6%（同 12.4%）、次年度繰越支払準備金が 7.1%（同 7.1%）となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 38 億円（0.2%）増加しており、その内訳は、保健給付が 21 億円（0.3%）増、休業給付が 31 億円（3.0%）減、災害給付が 11 億円（262.1%）増、附加給付が 4 億円（3.8%）減、退職者給付拠出金が 122 億円（34.8%）減、前期高齢者納付金が 22 億円（0.7%）増、後期高齢者支援金が 96 億円（2.9%）増、その他の支出が 45 億円（1.9%）増である（第 5 表その（二）参照）。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額（年度末組合員で年間収入額を除いて得た額）は、前年度 619,641 円に対し、本年度は 626,267 円（前年度と比較して 1.1%増）である（第 5 表その（三）参照）。

第5表 短期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		平成28年度	平成27年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方職員共済組合		226,886,018	221,455,680	5,430,338	2.5
公立学校共済組合		649,301,436	648,561,035	740,401	0.1
警察共済組合		194,893,453	188,694,064	6,199,389	3.3
東京都職員共済組合		81,966,848	77,531,406	4,435,442	5.7
全国市町村職員共済組合連合会		44,807,740	43,673,622	1,134,118	2.6
指定都市職員共済組合		123,339,760	120,829,501	2,510,259	2.1
市町村職員共済組合		669,711,839	667,948,086	1,763,753	0.3
都市職員共済組合		34,241,655	36,030,073	△ 1,788,418	△ 5.0
合 計		2,025,148,749	2,004,723,466	20,425,283	1.0

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、

その(二) 費用別収支状況

費目	区分	収 入 (A)					
		平成28年度		平成27年度		増 減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
負担金		892,722,901	44.1	881,834,811	44.0	10,888,090	1.2
掛金		885,249,486	43.7	875,846,296	43.7	9,403,190	1.1
任意継続掛金		20,741,941	1.0	23,596,112	1.2	△ 2,854,171	△ 12.1
利息及び配当金		1,334,753	0.1	1,578,527	0.1	△ 243,774	△ 15.4
その他		90,024,492	4.4	87,910,331	4.4	2,114,161	2.4
小 計		1,890,073,574	93.3	1,870,766,077	93.3	19,307,497	1.0
前年度繰越支払準備金		135,075,175	6.7	133,957,389	6.7	1,117,786	0.8
合 計		2,025,148,749	100.0	2,004,723,466	100.0	20,425,283	1.0

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成28年度	平成27年度	増 減	増減率	平成28年度	平成27年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
204,384,942	202,515,216	1,869,726	0.9	22,501,076	18,940,464
596,965,067	600,002,440	△ 3,037,373	△ 0.5	52,336,369	48,558,595
179,355,255	176,833,129	2,522,126	1.4	15,538,197	11,860,935
72,571,478	73,873,546	△ 1,302,068	△ 1.8	9,395,370	3,657,860
41,323,651	40,981,133	342,518	0.8	3,484,088	2,692,489
125,033,125	119,506,821	5,526,304	4.6	△ 1,693,365	1,322,679
658,994,332	659,923,519	△ 929,187	△ 0.1	10,717,507	8,024,567
32,964,307	34,191,562	△ 1,227,255	△ 3.6	1,277,348	1,838,511
1,911,592,158	1,907,827,367	3,764,791	0.2	113,556,591	96,896,099

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

区分 費目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B) 千円
	平成28年度		平成27年度		増 減		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
保健給付	723,026,400	37.8	720,892,608	37.8	2,133,792	0.3	平成28年度
休業給付	99,364,503	5.2	102,461,443	5.4	△ 3,096,940	△ 3.0	
災害給付	1,456,280	0.1	402,198	0.0	1,054,082	262.1	
附加給付	9,591,264	0.5	9,970,298	0.5	△ 379,034	△ 3.8	平成27年度
老人保健拠出金	7,349	0.0	9,359	0.0	△ 2,010	△ 21.5	
退職者給付拠出金	22,906,443	1.2	35,132,105	1.8	△ 12,225,662	△ 34.8	
前期高齢者納付金	337,088,674	17.6	334,895,151	17.6	2,193,523	0.7	96,896,099
後期高齢者支援金	341,229,337	17.9	331,643,386	17.4	9,585,951	2.9	
病床転換支援金	1,733	0.0	-	-	1,733	皆増	
その他	241,811,437	12.6	237,345,646	12.4	4,465,791	1.9	
小計	1,776,483,419	92.9	1,772,752,192	92.9	3,731,227	0.2	
次年度繰越支払準備金	135,108,738	7.1	135,075,175	7.1	33,563	0.0	
合計	1,911,592,158	100.0	1,907,827,367	100.0	3,764,791	0.2	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

組合名	平成28年度		平成27年度		増 減			
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	212,332,122	707,408	206,889,870	690,703	5,442,252	2.6	16,705	2.4
公立学校共済組合	601,047,425	622,650	601,209,412	620,119	△ 161,987	0.0	2,531	0.4
警察共済組合	179,364,876	601,318	173,398,005	583,938	5,966,871	3.4	17,380	3.0
東京都職員共済組合	76,217,605	623,814	71,859,798	590,928	4,357,806	6.1	32,886	5.6
指定都市職員共済組合	109,053,458	639,857	106,988,456	628,386	2,065,002	1.9	11,471	1.8
市町村職員共済組合	590,864,334	613,223	589,332,547	610,782	1,531,787	0.3	2,441	0.4
都市職員共済組合	29,834,509	571,302	31,599,132	608,155	△ 1,764,624	△ 5.6	△ 36,853	△ 6.1
合 計	1,798,714,328	626,267	1,781,277,219	619,641	17,437,109	1.0	6,626	1.1

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。

2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。

2 短期財源率の状況

平成 28 年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第 6 表のとおりである。

第 6 表 短期財源率の状況

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

(単位：%)

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	48.18	48.18	96.36	11.06	2.36	大阪市職員共済組合	51.61	51.61	103.22	11.80	1.60
公立学校共済組合	43.10	43.10	86.20	10.84	2.82	神戸市職員共済組合	46.00	46.00	92.00	10.60	3.00
警察共済組合	39.23	39.23	78.46	10.94	2.44	広島市職員共済組合	34.09	34.09	68.18	10.40	2.60
東京都職員共済組合	40.05	40.05	80.10	11.80	3.52	北九州市職員共済組合	43.89	43.89	87.78	13.80	3.24
札幌市職員共済組合	45.68	45.68	91.36	12.56	3.44	福岡市職員共済組合	46.29	46.29	92.58	11.44	2.48
川崎市職員共済組合	33.00	33.00	66.00	9.60	3.20	北海道都市職員共済組合	46.68	46.68	93.36	12.18	5.86
横浜市職員共済組合	34.46	34.46	68.92	10.50	1.42	仙台市職員共済組合	41.00	41.00	82.00	11.00	3.00
名古屋市職員共済組合	43.00	43.00	86.00	10.80	3.50	愛知県都市職員共済組合	39.20	39.20	78.40	11.32	4.82
京都市職員共済組合	45.50	45.50	91.00	11.40	3.08						

その（二）市町村職員共済組合

(単位：%)

組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	47.91	47.91	95.82	12.26	3.44	滋賀県	45.25	45.25	90.50	11.02	3.28
青森県	47.81	47.81	95.62	12.50	2.92	京都府	47.10	47.10	94.20	11.88	4.72
岩手県	44.90	44.90	89.80	11.68	1.84	大阪府	51.60	51.60	103.20	11.20	3.20
宮城県	48.40	48.40	96.80	11.76	3.20	兵庫県	46.60	46.60	93.20	11.34	3.48
秋田県	48.97	48.97	97.94	11.80	2.95	奈良県	50.40	50.40	100.80	12.24	3.80
山形県	44.40	44.40	88.80	10.64	3.76	和歌山県	48.90	48.90	97.80	12.52	4.00
福島県	47.00	47.00	94.00	11.60	3.12	鳥取県	48.30	48.30	96.60	12.24	5.80
茨城県	43.60	43.60	87.20	12.34	4.20	島根県	50.56	50.56	101.12	10.88	2.96
栃木県	44.48	44.48	88.96	11.76	4.24	岡山県	48.92	48.92	97.84	12.00	4.00
群馬県	47.00	47.00	94.00	11.44	3.74	広島県	46.40	46.40	92.80	11.64	2.40
埼玉県	44.80	44.80	89.60	11.36	4.00	山口県	51.04	51.04	102.08	12.00	4.32
千葉県	42.60	42.60	85.20	11.32	4.40	徳島県	47.00	47.00	94.00	11.80	3.60
東京都	36.64	36.64	73.28	9.00	4.80	香川県	47.00	47.00	94.00	10.88	4.80
神奈川県	43.00	43.00	86.00	11.60	3.44	愛媛県	48.99	48.99	97.98	12.40	4.00
新潟県	47.00	47.00	94.00	11.20	4.80	高知県	51.03	51.03	102.06	11.44	4.20
富山県	40.88	40.88	81.76	10.56	3.40	福岡県	48.00	48.00	96.00	12.40	3.00
石川県	47.52	47.52	95.04	11.52	4.32	佐賀県	49.00	49.00	98.00	12.20	2.40
福井県	44.00	44.00	88.00	11.60	4.24	長崎県	52.03	52.03	104.06	12.66	3.00
山梨県	48.00	48.00	96.00	11.50	3.60	熊本県	53.96	53.96	107.92	11.52	3.02
長野県	45.40	45.40	90.80	12.00	3.20	大分県	49.58	49.58	99.16	11.34	3.20
岐阜県	46.60	46.60	93.20	12.18	2.96	宮崎県	49.63	49.63	99.26	13.30	5.92
静岡県	43.80	43.80	87.60	11.30	3.00	鹿児島県	50.02	50.02	100.04	13.32	2.41
愛知県	43.60	43.60	87.20	12.00	3.76	沖縄県	53.19	53.19	106.38	12.66	3.78
三重県	46.69	46.69	93.38	12.18	3.60	平均	47.22	47.22	94.45	11.74	3.66

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成28年度の組合別受診率、1件当たりの金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.81件（前年度と比較して0.25件増）、1件当たりの金額については平均11,499円（同0.8%減）、1人当たりの金額については平均239,038円（同0.4%増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、45.8%（前年度46.2%）となっている。これを組合別にみると、都市共済組合が50.2%で最も高く、地方職員共済組合が40.4%で最も低くなっている（第10表参照）。

(4) 給付実績

平成28年度の給付実績は、法定給付件数が7,077万件（ほかに附加給付24万件）、法定給付額が8,238億円（ほかに附加給付額96億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は7,230億円（法定給付全体の87.8%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,880億円（同83.5%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が350億円（同4.3%）である。また、休業給付は994億円（同12.1%）、災害給付は15億円（同0.2%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付21億円（対前年度比0.3%）増、休業給付31億円（同3.0%）減、災害給付11億円（同262.1%）増となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付85億円、休業給付11億円、合計96億円となっており、前年度と比較すると、全体で4億円（同3.8%）減少している。これを給付別にみると、保健給付3億円（同3.4%）減、休業給付1億円（同6.5%）減となっている（第12表参照）。

第7表 法定給付の内容

(平成 28 年度末現在)

種 類	内 容
療 養 の 給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
入 院 時 食 事 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額(1食につき360円)を控除した額
入 院 時 生 活 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保 険 外 併 用 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
家 族 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70 (※)
家 族 移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
高 額 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定基準額) <li style="margin-left: 20px;">ア 組合員が市町村住民税非課税者等である場合 35,400円 <li style="margin-left: 20px;">イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組合員及びその被扶養者 57,600円 <li style="margin-left: 20px;">ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組合員及びその被扶養者 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <li style="margin-left: 20px;">エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者 167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% <li style="margin-left: 20px;">オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組合員及びその被扶養者 252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%
高 額 介 護 合 算 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額(支給基準額を加えた額)を超えた場合に、その超えた額を支給
出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)
家 族 出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が出産したとき ○ 404,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算)
埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円
家 族 埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2
休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50
育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50(育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67)
介 護 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は通算して最長66日を越えない期間) ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の67
弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が水災火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額
家 族 弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が水災火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬月額の100分の70
災 害 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ標準報酬月額の3月分~0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(平成28年度末現在)

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷 手 当 病 金
地 方 職 員	自己負担額-25,000円 ^{※1} (合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 ^{※2}) ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 [※] 上位所得者の場合は50,000円 [※] 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額-25,000円 ^{※1} (合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額-50,000円 ^{※2}) ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	-	-	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間 経過後6月間
公 立 学 校	同上	同上	同上	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上
警 察	同上	同上	同上	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上
東 京 都 職 員	同上	同上	同上	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	同上	1日につき 標準報酬月額額の平均額 ×1/22 ^{※1} ×2/3 ^{※2} ^{※1} 10円未満端数四捨五入 ^{※2} 1円未満端数四捨五入
札 幌 市 職 員	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
川 崎 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間 経過後6月間
横 浜 市 職 員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-
名 古 屋 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	同上	同上	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間 経過後6月間
京 都 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	-
大 阪 市 職 員	同上	同上	同上	-	-	-	-	-
神 戸 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間 経過後6月間
広 島 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	同上	同上	同上
北 九 州 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	-
福 岡 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間 経過後6月間
北 海 道 都 市 職 員	同上	同上	同上	-	-	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	-
仙 台 市 職 員	同上	同上	同上	-	-	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	-
愛 知 県 都 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	-

その（二）市町村職員共済組合

（平成28年度末現在）

区分 都道府県名	法定給付額 ①	附加給付額 ②	割合 ②/①	家族療養費除 基礎控除			家族訪問看護療養費除 基礎控除			一部負担金払戻金 基礎控除			出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金	
				一般	上位		一般	上位		一般	上位							
					適用月	28年度		適用月	28年度		適用月	28年度						
北海道	千円 11,203,336	千円 91,733	0.82	円 25,000	月 -	円 50,000	円 25,000	月 -	円 50,000	円 25,000	月 -	円 50,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -
青森	5,820,132	50,212	0.86	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
岩手	4,177,189	26,747	0.64	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	-	-	-	-	-	-
宮城	4,977,445	39,602	0.80	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	-	-	50,000	50,000	-	-
秋田	4,371,859	30,805	0.70	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	20,000	20,000	-	-
山形	4,361,817	32,428	0.74	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	30,000	6	-
福島	6,097,846	33,541	0.55	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	25,000	4	40,000	-	-	50,000	50,000	-	-
茨城	6,746,873	57,320	0.85	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-	-
栃木	4,693,813	29,760	0.63	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
群馬	5,407,481	34,911	0.65	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	10,000	10,000	50,000	50,000	-	-
埼玉	15,957,951	164,316	1.03	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-	-
千葉	15,123,966	136,176	0.90	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6	-
東京	8,072,524	58,080	0.72	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-	-
神奈川	9,048,765	68,063	0.75	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	5,000	5,000	50,000	50,000	-	-
新潟	6,627,389	36,362	0.55	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
富山	3,268,137	17,677	0.54	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
石川	3,889,159	22,678	0.58	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
福井	2,446,535	12,690	0.52	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
山梨	3,019,162	17,974	0.60	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
長野	7,376,913	75,326	1.02	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
岐阜	6,282,279	31,875	0.51	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
静岡	9,812,147	90,219	0.92	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-	-
愛知	6,204,655	30,987	0.50	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
三重	5,353,706	42,154	0.79	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
滋賀	4,478,437	31,373	0.70	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
京都	3,842,175	25,021	0.65	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
大阪	15,661,849	163,417	1.04	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6	-
兵庫	11,478,472	101,254	0.88	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	=	-
奈良	4,544,412	29,232	0.64	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
和歌山	3,880,917	24,527	0.63	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	30,000	30,000	-	-
鳥取	2,044,913	13,113	0.64	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
島根	3,086,718	26,214	0.85	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	6	-
岡山	5,247,325	31,077	0.59	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
広島	5,551,440	30,508	0.55	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	30,000	30,000	-	-
山口	4,708,223	34,238	0.73	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	30,000	30,000	-	-
徳島	3,030,469	21,106	0.70	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
香川	2,923,741	13,529	0.46	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	30,000	30,000	6	-
愛媛	4,256,405	30,132	0.71	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
高知	3,033,756	18,380	0.61	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
福岡	7,012,734	46,536	0.66	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
佐賀	2,652,538	15,861	0.60	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
長崎	4,282,025	40,124	0.94	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
熊本	7,065,191	59,603	0.84	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
大分	3,556,831	26,343	0.74	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
宮崎	3,144,595	23,063	0.73	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	50,000	50,000	-	-
鹿児島	5,880,171	46,489	0.79	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-
沖縄	4,418,056	44,826	1.01	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	25,000	-	50,000	-	-	-	-	-	-

1. 岩手、宮城及び福島における上位所得者に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額見直しの実施時期については、東日本大震災の被災組合の特例により2か年度遅れの実施となっており、「適用月」とは、適用を開始する診療月を表している。
2. 自己負担額から基礎控除額を差引いた際の100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員 件	被扶養者		組合員 件	被扶養者 件	合計 件	組合員 円	被扶養者 円	合計 円	
		組合員 1人当たり	被扶養者 1人当たり							組合員 1人当たり
地方職員共済組合	8.34 (8.16)	8.75 (8.76)	8.60 (8.33)	10,773 (10,830)	12,179 (12,285)	11,493 (11,583)	115,361 (113,586)	129,334 (131,218)	127,198 (124,824)	244,695 (244,805)
公立学校共済組合	9.16 (9.04)	6.89 (6.81)	8.64 (8.33)	10,233 (10,269)	12,589 (12,559)	11,244 (11,253)	118,340 (117,240)	104,517 (103,330)	131,056 (126,510)	222,857 (220,570)
警察共済組合	6.89 (6.78)	11.96 (11.61)	9.29 (8.97)	11,109 (11,324)	11,522 (11,738)	11,371 (11,585)	95,576 (96,083)	166,832 (164,959)	129,529 (127,433)	262,408 (261,042)
東京都職員共済組合	9.02 (8.88)	7.25 (7.21)	9.46 (9.20)	10,321 (10,360)	12,080 (12,121)	11,105 (11,149)	121,828 (121,090)	108,120 (108,295)	141,067 (138,099)	229,948 (229,385)
指定都市職員共済組合	8.83 (8.66)	9.06 (9.04)	8.94 (8.68)	10,982 (10,959)	12,687 (12,719)	11,845 (11,858)	124,317 (122,294)	138,192 (138,917)	136,480 (133,414)	262,509 (261,211)
市町村職員共済組合	8.19 (8.04)	8.57 (8.45)	8.77 (8.47)	10,853 (10,944)	12,642 (12,860)	11,768 (11,926)	112,781 (112,039)	130,778 (131,496)	133,835 (131,804)	243,559 (243,536)
都市職員共済組合	8.08 (7.94)	8.14 (8.07)	9.06 (8.80)	10,935 (10,716)	12,250 (12,615)	11,595 (11,673)	112,482 (108,967)	120,901 (123,447)	134,537 (134,596)	233,383 (232,414)
平均	8.47 (8.33)	8.34 (8.23)	8.83 (8.53)	10,626 (10,688)	12,385 (12,508)	11,499 (11,593)	114,196 (113,241)	124,842 (124,737)	132,121 (129,262)	239,038 (237,978)

(注) 1 () 内の数は、平成27年度の実績である。
 2 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、薬剤を除いて算出する。
 3 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
 4 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受 診 率				1 件 当 た り 金 額			1 人 当 た り 金 額			
	組 合 員	被 扶 養 者		合 計	組 合 員	被 扶 養 者	合 計	組 合 員	被 扶 養 者		合 計
		組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり						組 合 員 1 人 当 たり	被 扶 養 者 1 人 当 たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.10	7.46	7.58	14.56	13,169	15,460	14,344	120,819	138,910	141,129	259,729
青森県	7.83	9.09	9.12	16.92	11,365	12,900	12,190	119,399	147,878	148,295	267,277
岩手県	8.08	8.40	8.36	16.48	10,668	13,281	12,001	112,411	134,947	134,285	247,358
宮城県	8.33	7.95	9.03	16.28	10,064	11,881	10,951	112,609	117,953	134,020	230,562
秋田県	8.11	9.16	9.14	17.27	11,149	13,759	12,533	120,685	156,713	156,483	277,398
山形県	8.41	8.59	9.37	17.00	9,946	12,030	10,999	107,600	128,341	139,963	235,941
福島県	8.08	8.95	9.21	17.03	10,334	12,182	11,305	109,338	134,554	138,532	243,891
茨城県	8.15	8.07	8.49	16.22	10,866	11,891	11,376	114,392	117,660	123,826	232,052
栃木県	8.50	8.88	9.55	17.38	10,696	12,317	11,524	112,311	130,779	140,731	243,090
群馬県	7.87	8.91	9.35	16.78	10,536	11,309	10,946	101,652	119,645	125,571	221,297
埼玉県	8.61	8.56	9.34	17.16	10,472	11,786	11,127	115,114	122,933	134,160	238,047
千葉県	8.56	7.50	8.97	16.06	10,378	12,337	11,293	114,928	113,922	136,219	228,850
東京都	8.86	7.01	9.07	15.87	9,947	12,694	11,161	116,088	109,503	141,554	225,592
神奈川県	8.43	8.71	8.81	17.15	10,134	11,896	11,029	113,310	128,047	129,501	241,357
新潟県	7.89	7.78	8.27	15.67	9,943	12,556	11,241	101,235	121,189	128,777	222,424
富山県	7.81	5.89	8.88	13.70	11,166	12,818	11,877	105,632	88,224	132,842	193,857
石川県	7.39	6.78	8.15	14.17	12,725	15,244	13,931	114,695	119,744	143,913	234,439
福井県	7.43	6.65	8.13	14.08	11,750	13,650	12,648	106,019	102,651	125,412	208,670
山梨県	7.71	8.30	9.06	16.01	11,055	13,986	12,574	107,228	138,257	150,915	245,485
長野県	7.55	7.34	7.82	14.89	10,311	14,318	12,287	99,577	125,325	133,561	224,902
岐阜県	8.10	9.16	9.55	17.26	10,720	11,467	11,117	106,944	125,176	130,410	232,119
静岡県	7.78	7.80	8.62	15.58	10,280	12,254	11,268	101,834	116,704	128,936	218,538
愛知県	8.29	8.22	9.88	16.52	9,686	11,320	10,499	99,696	110,839	133,140	210,534
三重県	8.74	8.32	8.85	17.07	10,089	11,270	10,665	111,124	112,836	119,988	223,960
滋賀県	7.81	7.31	8.11	15.13	10,523	12,701	11,576	105,489	112,615	124,868	218,104
京都府	7.62	8.20	8.18	15.83	12,083	12,968	12,542	111,610	124,641	124,240	236,252
大阪府	9.02	9.48	9.07	18.50	10,530	13,012	11,802	118,361	145,809	139,534	264,170
兵庫県	8.34	9.16	8.77	17.49	10,867	12,594	11,771	115,311	138,230	132,346	253,541
奈良県	8.82	9.11	8.65	17.94	12,603	14,771	13,705	130,829	154,765	146,931	285,595
和歌山県	8.57	9.28	9.13	17.86	11,008	12,204	11,630	112,808	131,106	128,933	243,914
鳥取県	7.88	8.57	8.50	16.44	10,658	13,060	11,909	107,055	137,254	136,135	244,309
島根県	7.69	9.26	8.41	16.94	11,142	13,847	12,620	110,277	153,534	139,484	263,812
岡山県	8.23	9.87	9.18	18.11	10,732	11,484	11,142	107,497	132,989	123,633	240,485
広島県	8.22	8.48	8.24	16.70	11,716	12,843	12,288	122,962	133,577	129,822	256,539
山口県	8.09	9.55	8.76	17.64	11,353	11,940	11,671	118,627	141,371	129,640	259,998
徳島県	9.06	9.37	9.89	18.42	11,148	14,688	12,948	124,957	163,651	172,747	288,608
香川県	8.36	8.39	9.56	16.75	11,293	11,689	11,491	119,406	117,176	133,531	236,582
愛媛県	8.11	9.94	8.80	18.05	10,847	12,208	11,596	108,758	144,712	128,169	253,471
高知県	7.95	7.96	8.51	15.91	11,240	14,352	12,797	113,896	137,056	146,563	250,952
福岡県	8.52	9.84	8.95	18.37	11,636	12,770	12,244	122,004	149,715	136,134	271,719
佐賀県	8.72	9.63	8.76	18.35	11,224	11,751	11,500	122,754	139,127	126,555	261,882
長崎県	8.12	9.95	8.39	18.06	11,152	12,179	11,717	114,498	146,607	123,595	261,105
熊本県	8.09	9.92	8.89	18.01	11,750	12,997	12,437	119,855	156,395	140,286	276,250
大分県	7.71	9.22	8.20	16.93	11,647	12,377	12,045	112,283	137,041	121,860	249,324
宮崎県	7.72	9.31	8.16	17.03	12,140	11,909	12,013	117,097	137,908	120,921	255,005
鹿児島県	7.99	11.25	8.40	19.24	11,046	12,553	11,927	112,630	167,912	125,313	280,543
沖縄県	7.65	9.60	7.48	17.25	11,008	14,175	12,770	106,099	162,721	126,812	268,820
平均	8.19	8.57	8.77	16.76	10,853	12,642	11,768	112,781	130,778	133,835	243,559

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する 法定給付 の割合	
	千円	円	千円	円	%	%
地方職員共済組合	212,332,122	707,408	85,856,453	286,040	40.4	(41.5)
公立学校共済組合	601,047,425	622,650	273,286,703	283,109	45.5	(45.4)
警察共済組合	179,364,876	601,318	88,317,045	296,082	49.2	(50.6)
東京都職員共済組合	76,217,605	623,814	33,492,430	274,124	43.9	(46.1)
指定都市職員共済組合	109,053,458	639,857	51,809,668	303,987	47.5	(48.3)
市町村職員共済組合	590,864,334	613,223	276,122,472	286,571	46.7	(47.1)
都市職員共済組合	29,834,509	571,302	14,962,414	286,516	50.2	(46.9)
合 計	1,798,714,328	626,267	823,847,184	286,843	45.8	(46.2)

(注) 1 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
2 割合の()内の数は、平成27年度の実績である。

第11表 法定給付の給付実績

区分 費目	平成28年度		平成27年度		増 減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	70,192,019	723,026,400	68,784,725	720,892,608	1,407,294	2.0	2,133,793	0.3
内訳								
医療費	70,103,433	687,994,476	68,694,723	685,389,742	1,408,710	2.1	2,604,734	0.4
その他	88,586	35,031,924	90,002	35,502,866	△1,416	△1.6	△470,941	△1.3
休業給付	571,063	99,364,503	547,903	102,461,443	23,160	4.2	△3,096,939	△3.0
災害給付	2,681	1,456,280	629	402,198	2,052	326.2	1,054,082	262.1
合 計	70,765,763	823,847,184	69,333,257	823,756,248	1,432,506	2.1	90,936	0.0

第12表 附加給付の給付実績

区分 費目	平成28年度		平成27年度		増 減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	234,271	8,488,107	250,163	8,790,405	△15,892	△6.4	△302,299	△3.4
休業給付	5,218	1,103,157	5,188	1,179,893	30	0.6	△76,736	△6.5
合 計	239,489	9,591,264	255,351	9,970,298	△15,862	△6.2	△379,035	△3.8

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和42年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約3年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和44年10月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和44年12月に財源率の再計算を実施（昭和45年1月から適用）し、その後、昭和49年12月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月及び平成11年12月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成8年12月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年12月の再計算では、平成2年4月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年12月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成16年10月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成21年9月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成26年9月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成27年10月から段階的に引き上げていくことが法定化された。（第13表参照）。

第13表 その（一）長期財源率の状況

（平成28年度末現在）

区 分	保険料率（千分率）		
	保 険 料 率	被保険者負担分	事業主負担分
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第84条で定める率	176.32	88.16	88.16

その（二）退職等年金給付財源率の状況

（平成28年度末現在）

区 分	退職等年金給付の財源率（千分率）		
	合 計	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金の割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

2 収入の状況

平成28年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

平成28年度の厚生年金保険経理の負担金収入は2兆7,083億円、掛金収入は1兆6,000億円、利息及び配当金収入は12億円、信託の運用益は3,962億円で、この四者の計は4兆7,057億円となり、厚生年金交付金3兆3,928億円、基礎年金交付金1,280億円、財政調整拠出金544億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）40億円を含めた収入の計は8兆2,848億円となっている（第14-1表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は1,373億円、掛金収入は1,373億円、利息及び配当金収入は6億円、信託の運用益は9億円で、この四科目の計は2,761億円となり、その他の収入（償還差益、財産処分益等）3千万円を含めた収入の計は2,761億円となっている（第14-2表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 531 億円、利息及び配当金収入は 144 億円、信託の運用益は 3,874 億円で、この三科目の計は 4,548 億円となり、その他の収入（償還差益、財産処分益等）19 億円を含めた収入の計は 4,567 億円となっている（第 14-3 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 28 年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で 2,465 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 70.8%、旧職域加算退職給付が 13.9%、障害厚生年金が 0.5%、旧職域加算障害給付が 0.0%、遺族厚生年金が 13.5%、旧職域加算遺族給付が 1.2%となっている（第 15 表その（一）参照）。退職等年金給付の給付額は、全体で 7 千万円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 4.1%、有期退職年金（240 月）が 2.7%、有期退職年金（120 月）1.9%、有期退職年金に代わる一時金が 33.9%、遺族に対する一時金が 57.1%となっている（第 15 表その（二）参照）。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で 4 兆 1,542 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 70.0%、障害共済年金が 0.7%、遺族共済年金が 17.8%、退職年金が 9.0%、減額退職年金が 0.5%、通算退職年金が 0.1%、障害年金が 0.2%、遺族年金が 1.6%となっている（第 15 表その（三）参照）。

次に平成 28 年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、322,216 人で老齢厚生年金の受給権者は、275,051 人、障害厚生年金が 1,848 人、遺族厚生年金が 45,317 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、2,742,903 人で退職共済年金の受給権者は、1,902,499 人、障害共済年金が 45,637 人、遺族共済年金が 554,761 人で昭和 61 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 156,076 人、障害年金が 5,683 人、遺族年金が 56,833 人、減額退職年金が 12,796 人、通算退職年金が 7,884 人、通算遺族年金が 734 人となっている。（第 16 表参照）

第 14- 1 表 厚生年金保険経理の収支状況

その (一) 組合別収支状況

組合名	区分			
	収 入 (A)			
	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	増 減 率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	8,411,444,136	4,246,787,959	4,164,656,178	98.1
地方職員共済組合	917,443,490	438,238,796	479,204,694	109.3
公立学校共済組合	2,900,855,888	1,301,883,686	1,598,972,202	122.8
警察共済組合	803,107,260	393,415,418	409,691,842	104.1
東京都職員共済組合	383,512,994	187,028,410	196,484,584	105.1
全国市町村職員共済組合連合会	3,060,734,440	1,550,414,094	1,510,320,346	97.4
合 計	16,477,098,208	8,117,768,363	8,359,329,845	103.0

(注) 収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度厚生年金保険給付組合

その (二) 費用別収支状況

費目	区分		収 入			
	平成 28 年度		平成 27 年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	2,708,283,396	7.8	1,178,883,328	4.5	1,529,400,068	129.7
(うち追加費用)	(406,736,969)	(1.2)	(1,421,730)	(0.0)	(405,315,239)	28,508.6
組合員保険料	1,600,019,148	4.6	799,581,653	3.0	800,437,494	100.1
厚生年金交付金	3,392,831,171	9.8	1,659,763,751	6.3	1,733,067,420	104.4
基礎年金交付金	127,956,946	0.4	77,920,700	0.3	50,036,247	64.2
財政調整拠入金受入金	54,351,333	0.2	3,459,000	0.0	50,892,333	1,471.3
利息及び配当金	1,205,211	0.0	1,197,988	0.0	7,223	0.6
信託の運用益	396,233,244	1.1	304,786,802	1.2	91,446,441	30.0
その他	3,960,793	0.0	1,365,490	0.0	2,595,302	190.1
小 計	8,284,841,241	23.8	4,026,958,712	15.2	4,257,882,529	105.7
組合払込金	9,837,382	0.0	1,822,477	0.0	8,014,905	439.8
連合会交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
組合交付金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
連合会払込金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
厚生年金交付金(連合会交付金)	3,392,831,171	9.8	1,659,763,751	6.3	1,733,067,420	104.4
厚生年金拠入金負担金	3,207,191,890	9.2	1,623,801,613	6.1	1,583,390,277	97.5
基礎年金交付金(連合会交付金)	127,956,946	0.4	77,920,700	0.3	50,036,247	64.2
基礎年金拠入金負担金	1,454,439,577	4.2	727,501,110	2.8	726,938,467	99.9
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	18,279,420,050	52.6	18,310,070,600	69.3	△ 30,650,550	△ 0.2
前年度繰越厚生年金拠入金負担金充当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前年度繰越基礎年金拠入金負担金充当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	34,756,518,258	100.0	26,427,838,963	100.0	8,328,679,295	31.5

(注) 1 負担金には、払込金を含む。

2 収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積

3 平成 28 年度の年度末積立金には、被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の確定仕分けに係る

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	増 減 率	平成 28 年度	平成 27 年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
8,351,120,716	4,170,573,036	4,180,547,680	100.2	60,323,420	76,214,922
960,710,037	484,414,874	476,295,162	98.3	△ 43,266,547	△ 46,176,078
3,061,118,707	1,529,802,941	1,531,315,765	100.1	△ 160,262,819	△ 227,919,255
780,338,673	391,494,109	388,844,564	99.3	22,768,587	1,921,308
398,671,497	202,332,022	196,339,474	97.0	△ 15,158,502	△ 15,303,612
3,222,816,947	1,629,945,402	1,592,871,544	97.7	△ 162,082,507	△ 79,531,308
16,774,776,576	8,408,562,386	8,366,214,190	99.5	△ 297,678,368	△ 290,794,023

積立金を含まない。

区分 費目	支				出	
	平成 28 年度		平成 27 年度		増	減
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
老 齡 厚 生 給 付	174,630,569	0.5	9,170,785	0.0	165,459,784	1,804.2
退 職 共 済 給 付	2,955,816,424	8.5	1,559,682,155	5.9	1,396,134,268	89.5
障 害 厚 生 給 付	1,214,064	0.0	6,872	0.0	1,207,192	17,565.9
障 害 共 済 給 付	30,763,034	0.1	14,936,056	0.1	0	106.0
遺 族 厚 生 給 付	10,026,322	0.0	301,243	0.0	9,725,079	3,228.3
遺 族 共 済 給 付	737,594,906	2.1	371,420,148	1.4	366,174,758	98.6
短期在留脱退一時金	13,300	0.0	2,979	0.0	10,321	346.5
厚生年金拠出金	3,207,191,890	9.2	1,623,801,613	6.1	1,583,390,277	97.5
基礎年金拠出金	1,454,439,577	4.2	727,501,110	2.8	726,938,467	99.9
財政調整拠出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
信託の運用損	4,123,641	0.0	7,867,075	0.0	△ 3,743,434	△ 47.6
そ の 他	6,705,881	0.0	3,062,699	0.0	3,643,182	119
小 計	8,582,519,610	24.7	4,317,752,736	16.3	4,264,766,874	98.8
連 合 会 払 込 金	8,841,984	0.0	1,822,477	0.0	7,019,507	385.2
組 合 交 付 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
連 合 会 交 付 金 返 還 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
組 合 払 込 金 返 還 金	995,398	0.0	0	0.0	995,398	皆 増
厚生年金交付金支払金	3,392,831,171	9.8	1,659,763,751	6.3	1,733,067,420	104.4
厚生年金拠出金負担金	3,207,191,890	9.2	1,623,801,613	6.1	1,583,390,277	97.5
基礎年金交付金支払金	127,956,946	0.4	77,920,700	0.3	50,036,247	64.2
基礎年金拠出金負担金	1,454,439,577	4.2	727,501,110	2.8	726,938,467	99.9
次年度繰越厚生年金 保険給付組合積立金	17,981,741,682	51.7	18,019,276,576	68.2	△ 37,534,895	△ 0.2
次年度繰越厚生年金 拠出金負担金充当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	34,756,518,258	100.0	26,427,838,963	100.0	8,328,679,295	31.5

立金には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。
精算処理分 2,601 億円を含む。

第 14-2 表 退職等年金経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		13,717,896	6,955,210	6,762,687	97.2
地方職員共済組合		30,887,887	15,318,658	15,569,229	101.6
公立学校共済組合		94,008,336	47,754,594	46,253,742	96.9
警察共済組合		31,418,670	15,745,042	15,673,628	99.5
東京都職員共済組合		12,676,060	6,408,266	6,267,794	97.8
全国市町村職員共済組合連合会		107,062,679	53,840,599	53,222,080	98.9
合 計		289,771,527	146,022,368	143,749,159	98.4

(注) 収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合

その（二） 費用別収支状況

費目	区分	収				入	
		平成 28 年度		平成 27 年度		増	減
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
負担金		137,304,550	32.2	69,368,599	47.5	67,935,951	97.9
掛金		137,289,069	32.2	69,618,508	47.7	67,670,561	97.2
財政調整拠入金受入金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
利息及び配当金		581,279	0.1	18,215	0.0	563,064	3091.2
信託の運用益		880,104	0.2	63,713	0.0	816,391	1281.4
その他		30,700	0.0	33	0.0	30,667	92405.6
小計		276,085,701	64.7	139,069,068	95.2	137,016,633	98.5
連合会払込金返還金		0	0.0	0	0	0	0.0
組合払込金		13,685,826	3.2	6,953,300	4.8	6,732,526	96.8
組合交付金返還金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
連合会交付金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
前年度繰越退職等年金給付組合積立金		137,189,603	32.1	0	0.0	137,189,603	皆増
合 計		426,961,130	100.0	146,022,368	100.0	280,938,762	192.4

(注) 1 負担金には、払込金を含む。

2 収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平 成 28 年 度	平 成 27 年 度	増 減	増 減 率	平 成 28 年 度	平 成 27 年 度
千 円	千 円	千 円	%	千 円	千 円
234,820	522,320	△ 287,500	△ 55.0	13,483,076	6,432,890
1,677,126	985,807	691,319	70.1	29,210,761	14,332,851
5,281,509	2,956,753	2,324,757	78.6	88,726,827	44,797,841
1,737,666	942,941	794,725	84.3	29,681,004	14,802,101
810,865	451,966	358,899	79.4	11,865,196	5,956,300
6,226,499	2,972,978	3,253,521	109.4	100,836,180	50,867,621
15,968,485	8,832,765	7,135,720	80.8	273,803,042	137,189,603

積立金を含まない。

費目	区 分	支				出	
		平 成 28 年 度		平 成 27 年 度		増	減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		千 円	%	千 円	%	千 円	%
退 職 等 給 付		69,775	0.0	176	0.0	69,599	39,433.0
公 務 障 害 給 付		0	0.0	0	0.0	0	0.0
公 務 遺 族 給 付		0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 政 調 整 抛 出 金		0	0.0	0	0.0	0	1.0
信 託 の 運 用 損		0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他		2,212,884	0.5	1,879,288	1.3	333,595	17.8
小 計		2,282,659	0.5	1,879,465	1.3	403,194	21.5
連 合 会 交 付 金 返 還 金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
連 合 会 払 込 金		13,685,826	3.2	6,953,300	4.8	6,732,526	96.8
組 合 払 込 金 返 還 金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
組 合 交 付 金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
次 年 度 繰 越 退 職 等 年 金 給 付 組 合 積 立 金		410,992,645	96.3	137,189,603	94.0	273,803,042	199.6
合 計		426,961,130	100.0	146,022,368	100.0	280,938,762	192.4

には、地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金給付調整積立金を含む。

第 14-3 表 経過的長期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	収入 (A)			
	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	増減率
区分	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	182,796,555	159,105,788	23,690,767	14.9
地方職員共済組合	11,361,039	17,959,180	△ 6,598,141	△ 36.7
公立学校共済組合	66,400,975	95,025,413	△ 28,624,438	△ 30.1
警察共済組合	42,882,892	37,913,493	4,969,399	13.1
東京都職員共済組合	6,730,944	5,674,305	1,056,639	18.6
全国市町村職員共済組合連合会	146,479,619	113,029,641	33,449,979	29.6
合 計	456,652,024	428,707,819	27,944,205	6.5

(注) 収入には前年度繰越経過的長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過的長期給付組合

その（二） 費用別収支状況

費目	収		入			
	平成 28 年度		平成 27 年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
区分	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	53,065,863	0.3	2,616,719	0.0	50,449,143	1928.0
(うち追加費用)	(49,560,766)	(0.3)	—	—	(49,560,766)	皆増
利息及び配当金	14,356,418	0.1	8,818,870	0.0	5,537,548	62.8
信託の運用益	387,371,135	2.0	396,425,639	2.0	△ 9,054,504	△ 2.3
その他	1,858,608	0.0	5,885,338	0.1	△ 4,026,730	△ 68.4
小 計	456,652,024	2.3	413,746,567	2.1	42,905,457	10.4
連合会払込金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
組合払込金	0	0.0	14,961,252	0.1	△ 14,961,252	皆減
組合交付金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
連合会交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
前年度繰越経過的長期給付組合積立金	18,994,358,581	97.7	19,092,208,891	97.8	△ 97,850,310	△ 0.5
合 計	19,451,010,605	100.0	19,520,916,710	100.0	△ 69,906,105	△ 0.4

(注) 1 負担金には、払込金を含む。

2 収入の前年度繰越経過的長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過的長期給付組合積

3 平成 28 年度の年度末積立金には、被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の確定仕分けに係る

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
平成 28 年度	平成 27 年度	増 減	増 減 率	平成 28 年度	平成 27 年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
155,597,873	50,436	155,547,437	308,405.6	27,198,682	159,055,352
59,846,608	30,527,139	29,319,469	96.0	△ 48,485,569	△ 12,567,960
170,624,835	91,494,116	79,130,720	86.5	△ 104,223,861	3,531,297
45,042,270	34,884,633	10,157,637	29.1	△ 2,159,378	3,028,860
25,193,780	12,435,507	12,758,273	102.6	△ 18,462,836	△ 6,761,202
194,265,429	97,022,824	97,242,606	100.2	△ 47,785,810	16,006,817
650,570,796	266,414,655	384,156,140	144.2	△ 193,918,772	162,293,164

積立金を含まない。

区分 費目	支				出	
	平成 28 年度		平成 27 年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
退職共済給付	388,904,296	2.0	195,950,170	1.0	192,954,126	98.5
障害共済給付	5,870,980	0.0	2,927,470	0.0	2,943,510	100.5
遺族共済給付	95,398,737	0.5	48,840,977	0.3	46,557,759	95.3
恩給組合条例給付	359,470	0.0	206,697	0.0	152,773	73.9
旧市町村共済法給付	95,685	0.0	49,835	0.0	45,850	92.0
信託の運用損	2,912,490	0.0	2,265,867	0.0	646,623	28.5
その他	157,029,138	0.8	1,212,386	0.0	155,816,752	12,852.1
小 計	650,570,796	3.3	251,453,403	1.3	399,117,392	158.7
連合会交付金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
連合会払込金	0	0.0	14,961,252	0.1	△ 14,961,252	皆減
組合払込金返還金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
組合交付金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
次年度繰越経過の長期給付組合積立金	18,800,439,809	96.7	19,254,502,055	98.6	△ 454,062,245	△ 2.4
合 計	19,451,010,605	100.0	19,520,916,710	100.0	△ 69,906,105	△ 0.4

立金には、地方公務員共済組合連合会に係る経過の長期給付調整積立金を含む。
精算処理分△2,601億円を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

その（一）厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

(平成28年度末現在)

組合名	区分	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
老 齢 厚 生 年 金		1,056,161	174,637,422	165,351	70.8
		(65,699)	(9,170,785)	(139,588)	(76.2)
旧職域加算退職給付		967,398	34,337,707	35,495	13.9
		(62,326)	()	(28,589)	(14.8)
障 害 厚 生 年 金		5,444	1,202,065	220,806	0.5
		(39)	(7,151)	(183,357)	(0.1)
旧職域加算障害給付		2,906	114,585	39,431	0.0
		(11)	(296)	(26,947)	(0.0)
遺 族 厚 生 年 金		147,519	33,234,875	225,292	13.5
		(5,202)	(983,758)	(189,112)	(8.2)
旧職域加算遺族給付		145,780	2,962,766	20,324	1.2
		(5,024)	(87,874)	(17,491)	(0.7)
障 害 手 当 金		6	11,999	1,999,869	0.0
		(0)	(0)	(0)	(0.0)
合 計		2,325,214	246,510,077	106,016	100.0
		(138,301)	(12,031,682)	(86,996)	(100.0)

(注) () 内の数は、平成 27 年度の実績である。

その（二）退職等年金給付

（平成28年度末現在）

組合名	区分	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退職年金	終身退職年金	12,609 (28)	2,885 (1)	229 (44)	4.1 (0.7)
	有期退職年金 (240月)	6,024 (12)	1,892 (0)	314 (33)	2.7 (0.2)
	有期退職年金 (120月)	3,078 (6)	1,316 (1)	428 (96)	1.9 (0.3)
	有期退職年金に 代わる一時金	909 (11)	23,688 (108)	26,059 (9,836)	33.9 (61.3)
	公務障害年金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	公務遺族年金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	遺族に対する一時金	2,060 (21)	39,848 (66)	19,343 (3,148)	57.1 (37.5)
	整理退職一時金	7 (0)	147 (0)	0 (0)	0.2 (0.0)
	合 計	24,687 (78)	69,775 (176)	2,826 (2,263)	100.0 (100.0)

（注）（ ）内の数は、平成27年度の実績である。

その（三）平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付等に係る給付

(平成28年度末現在)

組合名	区分	給付件数	給付金額	1件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退職共済年金		12,571,461	2,909,006,299	231,398	70.0
	()	(12,495,982)	(3,063,268,506)	(245,140)	(69.5)
退職年金		1,014,852	375,390,436	369,897	9.0
	()	(1,106,301)	(426,327,355)	(385,363)	(9.7)
減額退職年金		80,374	20,163,169	250,867	0.5
	()	(82,737)	(21,615,958)	(261,261)	(0.5)
通算退職年金		52,966	5,852,957	110,504	0.1
	()	(59,081)	(6,837,971)	(115,739)	(0.2)
障害共済年金		161,442	28,377,702	175,776	0.7
	()	(139,324)	(25,474,322)	(182,842)	(0.6)
障害年金		26,673	8,100,167	303,684	0.2
	()	(27,857)	(8,813,350)	(316,378)	(0.2)
遺族共済年金		3,433,123	740,747,029	215,765	17.8
	()	(3,362,267)	(768,244,020)	(228,490)	(17.4)
遺族年金		326,013	66,175,590	202,985	1.6
	()	(337,607)	(71,876,440)	(212,900)	(1.6)
通算遺族年金		4,510	228,229	50,605	0.0
	()	(4,942)	(254,584)	(51,514)	(0.0)
その他		50	136,133	2,722,665	0.0
	()	(68)	(149,876)	(2,204,061)	(0.0)
合計		17,671,464	4,154,177,711	235,078	100.0
	()	(17,754,545)	(4,404,894,240)	(248,100)	(100.0)

(注) 1 () 内の数は、平成 27 年度の実績である。

2 その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成28年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年 金 額	1人当たり 平均年金額
		人	千円	円
老 齢 厚 生 年 金		275,051 (90,303)	311,430,944 (108,275,508)	1,132,266 (1,199,024)
※ ² 旧職域加算退職給付		257,029 (89,236)	56,549,621 (19,766,939)	220,013 (221,513)
退 職 共 済 年 金		1,902,499 (2,060,703)	2,882,767,765 (3,137,693,846)	1,515,253 (1,522,633)
退 職 年 金		156,076 (177,392)	395,968,791 (451,501,053)	2,537,025 (2,545,217)
減 額 退 職 年 金		12,796 (13,556)	23,290,396 (24,740,489)	1,820,131 (1,825,058)
通 算 退 職 年 金		7,884 (9,227)	6,206,887 (7,311,036)	787,276 (792,352)
障 害 厚 生 年 金		1,848 (72)	1,780,744 (74,449)	963,606 (1,034,013)
※ ² 旧職域加算障害給付		1,758 (72)	328,439 (13,188)	186,825 (183,169)
障 害 共 済 年 金		45,637 (45,964)	51,835,139 (52,525,305)	1,135,814 (1,142,749)
内 訳 {	公務等	873 (875)	2,503,045 (2,522,638)	2,867,177 (2,883,015)
	公務外	44,764 (45,089)	49,332,093 (50,002,667)	1,102,048 (1,108,977)
障 害 年 金		5,683 (6,172)	10,451,600 (11,500,499)	1,839,099 (1,863,334)
内 訳 {	公務等	218 (231)	743,002 (787,822)	3,408,267 (3,410,484)
	公務外	5,465 (5,941)	9,708,598 (10,712,677)	1,776,505 (1,803,177)
遺 族 厚 生 年 金		45,317 (7,132)	62,474,539 (9,785,874)	1,378,612 (1,372,108)
※ ² 旧職域加算遺族給付		45,641 (7,163)	5,504,547 (851,137)	120,605 (118,824)

遺族共済年金	554,761 (582,051)	830,549,565 (874,922,578)	1,497,130 (1,503,172)
内訳 { 公務等	1,798 (1,782)	2,932,436 (2,910,256)	1,630,943 (1,633,140)
公務外	552,963 (580,269)	827,617,129 (872,012,322)	1,496,695 (1,502,773)
遺族年金	56,833 (61,727)	71,891,759 (78,384,904)	1,264,965 (1,269,864)
内訳 { 公務等	1,512 (1,573)	3,098,562 (3,233,549)	2,049,314 (2,055,657)
公務外	55,321 (60,154)	68,793,197 (75,151,355)	1,243,528 (1,249,316)
通算遺族年金	734 (817)	222,246 (251,591)	302,787 (307,945)
※ ¹ 厚生年金合計	322,216 (97,507)	375,686,227 (118,135,831)	1,165,945 (1,211,563)
※ ² 旧職域加算給付合計	304,428 (96,471)	62,382,607 (20,631,264)	204,917 (213,860)
※ ³ 旧共済制度年金合計	2,742,903 (2,957,609)	4,273,184,147 (4,638,831,302)	1,557,906 (1,568,440)
※ ⁴ 退職年金			
終身退職年金	3,613 (54)	4,336 (28)	1,200 (511)
有期退職年金 (240月)	1,429 (24)	1,865 (10)	1,305 (429)
有期退職年金 (120月)	1,139 (11)	2,746 (12)	2,411 (1,127)
公務障害年金	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公務遺族年金	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ()の内の数は、平成27年度の実績である。

※¹ 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※² 平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。

※³ 旧共済制度年金合計欄には、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。

※⁴ 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

4 長期給付積立金の状況

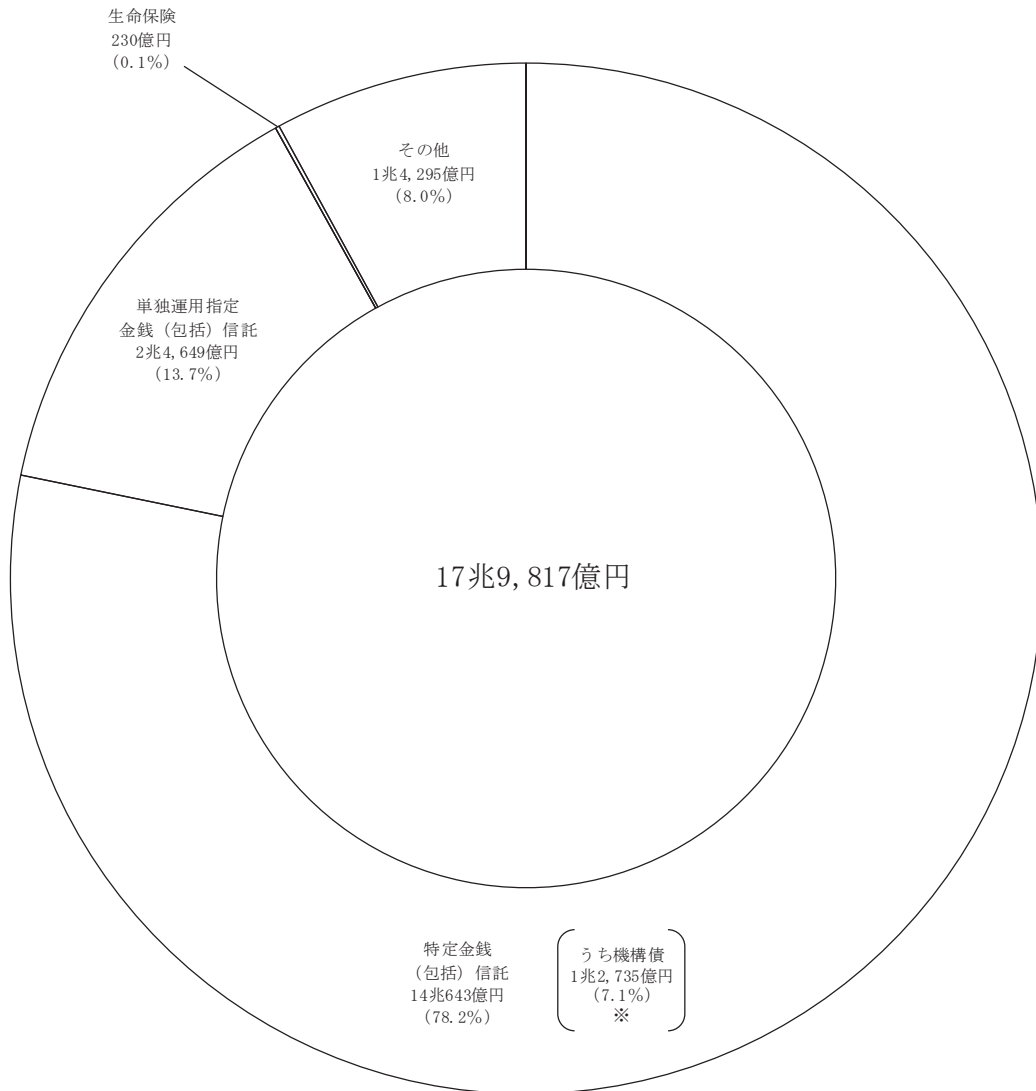
長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、平成 28 年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は 17 兆 9,817 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 9 兆 3,242 億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の 1,990 億円である（第 17 表その（一）参照）。

退職等年金給付積立金の総額は 4,110 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは全国市町村職員共済組合連合会の 1,517 億円であり最も少ないのは東京都職員共済組合の 178 億円である（第 17 表その（二）参照）。

経過的長期給付積立金の総額は 18 兆 8,004 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 9 兆 7,660 億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の 1,767 億円である（第 17 表その（三）参照）。

第1図 厚生年金保険給付積立金の運用状況



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※ 義務運用分である。

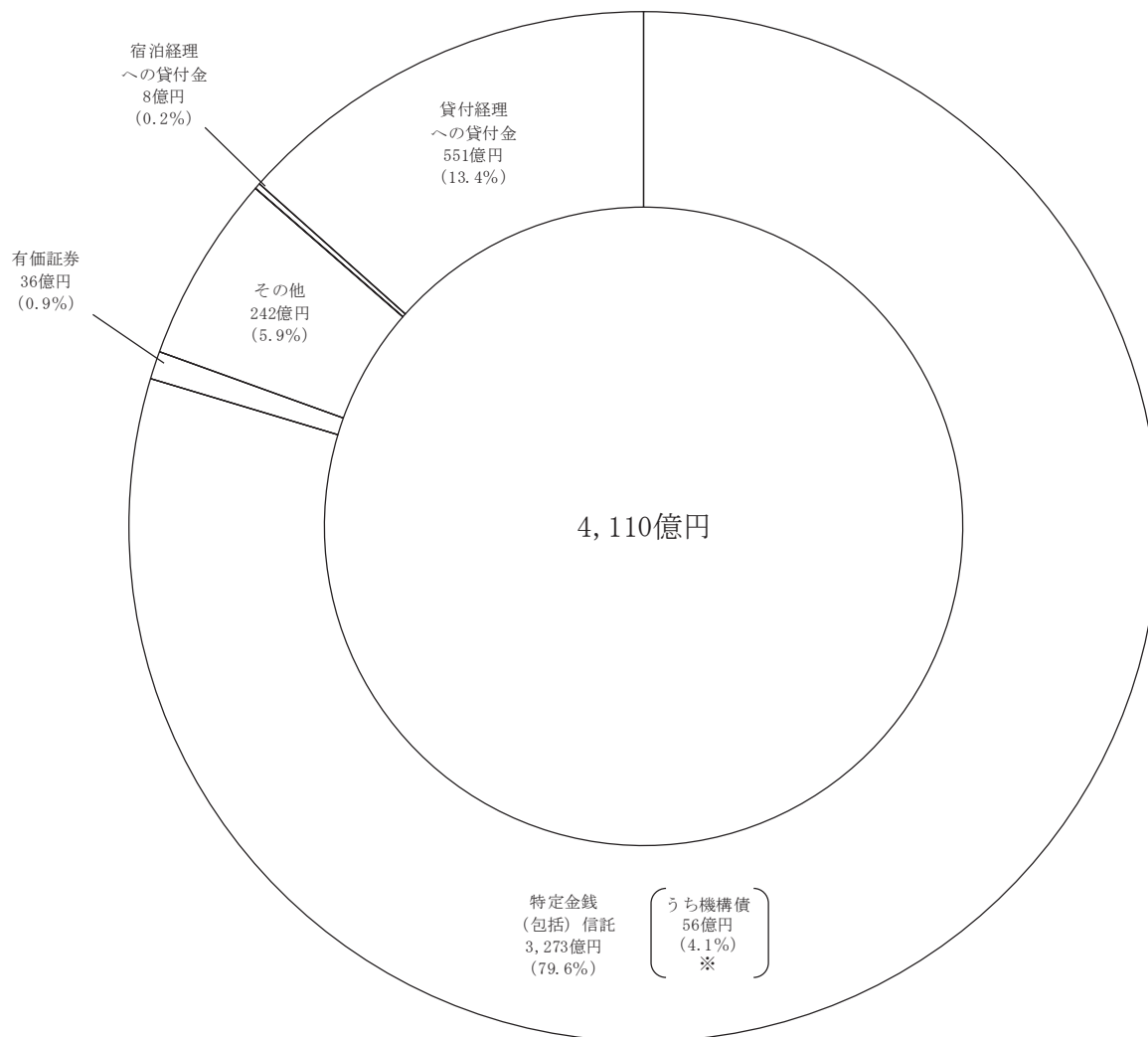
第17表 その(二) 退職等年金経理資産の状況

(単位：億円、%)

区分 項目	地方公務員共済組合連合会		地共		方共		職共		立共		学共		警共		東共		京共		職共		全共		市共		町共		村共		職共		合共		計		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比			
有価証券	-	-	36	8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	0.9		
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特定金銭(包括)信託	191	96.0	55	12.7	1,214	90.9	201	45.1	168	94.3	1,444	95.2	3,273	79.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他	8	4.0	26	6.0	98	7.4	26	5.8	10	5.7	73	4.8	242	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	199	100.0	117	27.0	1,312	98.3	227	51.0	178	100.0	1,517	100.0	3,551	86.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿泊経理への貸付金	-	-	8	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	8	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貸付経理への貸付金	-	-	310	71.2	23	1.7	218	49.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	0	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	310	71.3	23	1.7	218	49.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度 退職等年金給付積立金	199	100.0	435	100.0	1,335	100.0	445	100.0	178	100.0	1,517	100.0	4,110	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成28年度 運用利回り	0.29		1.70 (事務用)		0.35		0.72		0.33		0.39		0.55		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			0.28 (団体非課税)																																

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。
2 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

第2図 退職等年金給付積立金の運用状況



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※ 義務運用分である。

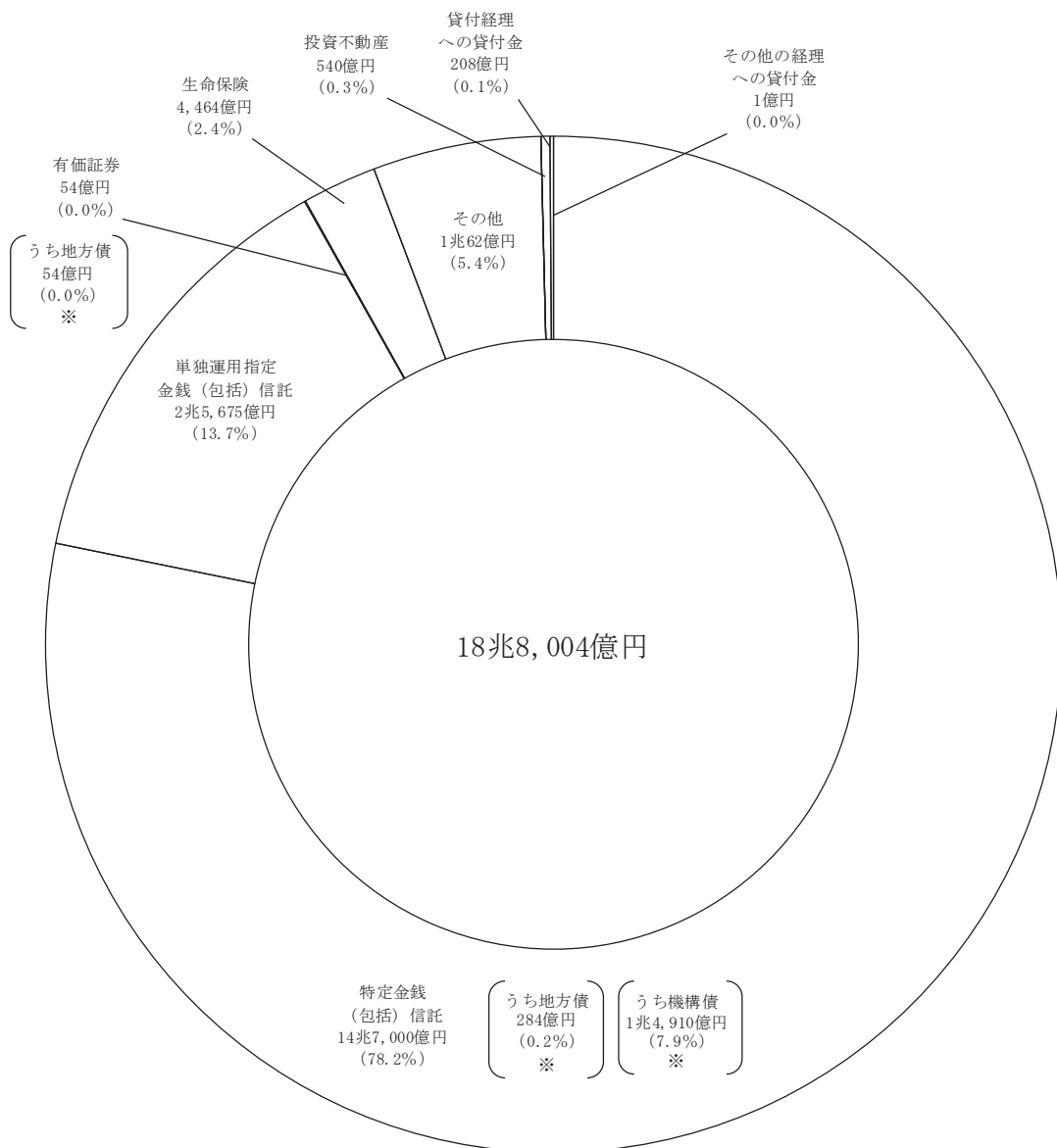
第17表 その(三) 経過的長期経理資産の状況

区分 項目	地方公務員共済組合		地方職員共済組合		公立学組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
有価証券	54	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	0.0
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	645	0.7	-	-	2,855	11.9	564	4.6	399	16.3	-	-	4,464	2.4
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	24	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	24	0.0
特定金銭(包括)信託	95,134	97.4	-	-	10,472	43.6	11,371	92.3	491	20.1	29,532	59.3	147,000	78.2
単独運用指定金銭(包括)信託	-	-	282	16.0	8,157	33.9	-	-	1,395	57.0	15,841	31.8	25,675	13.7
その他	1,825	1.9	1,169	66.2	2,530	10.5	35	0.3	84	3.4	4,394	8.8	10,037	5.3
計	97,660	100.0	1,476	83.5	24,013	99.9	11,970	97.2	2,369	96.8	49,767	100.0	187,255	99.6
投資不動産	-	-	160	9.1	29	0.1	350	2.8	0	0.0	-	-	540	0.3
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	160	9.1	29	0.1	350	2.8	0	0.0	-	-	540	0.3
貸付経理への貸付金	-	-	130	7.4	-	-	-	-	78	3.2	-	-	208	0.1
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0	-	-	1	0.0
計	-	-	130	7.4	-	-	-	-	79	3.2	-	-	209	0.1
平成28年度 経過的長期給付積立金	97,660	100.0	1,767	100.0	24,042	100.0	12,320	100.0	2,449	100.0	49,767	100.0	188,004	100.0
平成28年度 運用利回り	0.29		2.76 (事務用)		1.48		3.16		1.80		0.39		2.09	
合計			1.21 (団体共済部)											

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、連合会単独の経理単位の資産であり、運用利回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

第3図 経過的長期給付積立金の運用状況



(注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※ 義務運用分である。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成28年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 42組合
- (4) 住宅経理 2組合
- (5) 貯金経理 51組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 29組合
- (8) 財形経理 21組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成28年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	10	0	1	0	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	35	0	44	47	27	19	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	3	0	2	0
計	64	3	42	2	51	64	29	21	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成28年度末現在)

組合名	経理名			保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合												
札幌市				○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市				○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋				○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州				○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市				○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計				10	0	1	0	3	10	0	0	0
都市職員共済組合												
北海道都市				○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市				○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市				○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計				3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計				13	0	3	0	6	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成28年度末現在)

組合名	経理名		保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	北	道	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	青	森	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	岩	手	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	宮	城	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	秋	田	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	山	形	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	福	島	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	茨	城	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	栃	木	○	—	—	—	○	○	○	○	—
	群	馬	○	—	—	—	○	○	○	—	—
奈良	埼	玉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	千	葉	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	東	京	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	神	川	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	新	潟	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	富	山	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	石	川	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	福	井	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	山	梨	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	長	野	○	—	○	—	—	○	○	○	—
岐阜	岐	阜	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	静	岡	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	愛	知	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	三	重	○	—	○	—	○	○	○	—	—
	滋	賀	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	京	都	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	大	阪	○	—	○	—	—	○	—	—	—
	兵	庫	○	—	○	—	○	○	—	—	—
	奈	良	○	—	—	—	○	○	—	—	—
	和歌山	和	山	○	—	—	—	○	○	—	—
鳥		取	○	—	○	—	○	○	○	—	—
島		根	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岡		山	○	—	○	—	○	○	—	—	—
広		島	○	—	—	—	○	○	○	—	—
山		口	○	—	○	—	○	○	—	—	—
徳		島	○	—	○	—	○	○	○	—	—
香		川	○	—	○	—	○	○	—	—	—
愛		媛	○	—	○	—	○	○	○	—	—
高		知	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福岡	福	岡	○	—	—	—	○	○	○	○	—
	佐	賀	○	—	—	—	○	○	—	○	—
	長	崎	○	—	—	—	○	○	—	○	—
	熊	本	○	—	—	—	—	○	○	—	—
	大	分	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	宮	崎	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	鹿	島	○	—	○	—	○	○	○	○	—
	沖	縄	○	—	○	—	○	○	—	○	—
	連	会	—	—	○	—	—	—	—	○	—
	計			47	0	35	0	44	47	27	19

2 福祉事業の平成 28 年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	4,054,877	負 担 金	29,375,833
厚 生 費	26,671,872	掛 金	28,167,951
旅 費	66,180	補 助 金	4,651,896
事 務 費	450,373	施 設 収 入	1,578,135
減 価 償 却 費	206,788	利 息 及 び 配 当 金	1,927,717
助成金及び交付金	3,649	そ の 他	6,900,996
医療経理へ繰入	21,499		
宿泊経理へ繰入	2,811,340		
保健経理へ繰入	91,362		
そ の 他	35,346,585		
合 計 (A)	69,724,525	合 計 (B)	72,602,528
		差引 (B) - (A)	2,878,002

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	28,772,706	施 設 収 入	4,431,375
旅 費	37,440	保 険 患 者 収 入	2,401,151
事 務 費	193,514	一 般 患 者 収 入	136,324
事業用消耗品費	328,082	内 部 患 者 収 入	723,372
薬 品 費	9,495,135	検 診 収 入	207,153
医療材料費	4,299,042	老 人 保 健 患 者 収 入	-
飲 食 材 料 費	487,670	入 院 診 療 収 入	34,204,313
光 熱 水 料	993,156	外 来 診 療 収 入	15,482,651
減 価 償 却 費	3,661,482	雑 診 療 収 入	190,204
修 繕 費	489,214	利 息 及 び 配 当 金	299,327
内部患者割引費	-	保 健 経 理 よ り 繰 入	21,499
負 担 金	203,657	そ の 他	4,875,895
支 払 利 息	-		
そ の 他	15,022,567		
合 計 (A)	63,983,665	合 計 (B)	62,973,264
		差引 (B) - (A)	△ 1,010,401

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	6,888,477	補 助 金	170,847
旅 費	49,114	寄 附 金	21,671
事 務 費	253,590	施 設 収 入	42,113,336
商 品 仕 入	1,473,551	商 品 売 上	2,105,323
事業用消耗品費	1,293,208	利 息 及 び 配 当 金	454,342
飲 食 材 料 費	7,501,787	賃 貸 料	1,119,749
光 熱 水 料	3,732,234	保 健 経 理 よ り 繰 入	2,782,588
燃 料 費	129,236	そ の 他	4,332,344
減 価 償 却 費	5,407,699		
修 繕 費	1,570,683		
賃 借 料	1,351,856		
委 託 管 理 費	3,119,574		
負 担 金	2,012,170		
支 払 利 息	95,490		
そ の 他	22,212,007		
合 計 (A)	57,090,676	合 計 (B)	53,100,200
		差 引 (B) - (A)	△ 3,990,476

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	30,968	補 助 金	-
旅 費	317	施 設 収 入	30,310
事 務 費	7,550	利 息 及 び 配 当 金	9,494
減 価 償 却 費	29,680	そ の 他	658,144
負 担 金	1,792		
支 払 利 息	83,356		
そ の 他	893,348		
合 計 (A)	1,047,011	合 計 (B)	697,948
		差 引 (B) - (A)	△ 349,063

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,362,396	利 息 及 び 配 当 金	51,889,671
旅 費	19,850	保 険 手 数 料	10,836
事 務 費	156,775	そ の 他	5,624,208
支 払 利 息	44,133,549		
そ の 他	1,704,922		
合 計 (A)	47,377,492	合 計 (B)	57,524,715
		差 引 (B) - (A)	10,147,223

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,952,886	貸 倒 引 当 金 戻 入	1,531
厚 生 費	3,165	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	341,674
旅 費	25,270	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	-
事 務 費	178,988	保 険 料 充 当 金	-
保 険 料	2,712,981	保 険 負 担 金	3,779
貸 付 金 保 険 料	282,774	そ の 他	22,983,753
負 担 金	272,453		
支 払 利 息	9,637,621		
そ の 他	3,830,579		
合 計 (A)	18,896,717	合 計 (B)	23,330,737
		差 引 (B) - (A)	4,434,021

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	280,639	施 設 収 入	119,127
旅 費	3,778	商 品 売 上	3,732,077
事 務 費	37,270	商 品 販 売 益	92,035
商 品 仕 入	3,582,979	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	22,239	販 売 手 数 料	4,375
販 売 費	3,651	受 託 商 品 手 数 料	417,921
減 価 償 却 費	4,963	利 息 及 び 配 当 金	62,123
負 担 金	62,486	広 告 料	4,102
支 払 利 息	199,966	保 健 経 理 よ り 相 互 繰 入	22,701
そ の 他	466,146	そ の 他	297,171
合 計 (A)	4,664,117	合 計 (B)	4,751,632
		差 引 (B) - (A)	87,514

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	2
事 務 費	-	そ の 他	3,385
支 払 利 息	3,337		
そ の 他	119		
合 計 (A)	3,456	合 計 (B)	3,387
		差 引 (B) - (A)	△ 69

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 28 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 33,071 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,637 人、市議会議員共済会 19,311 人、町村議会議員共済会 11,123 人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、平成 28 年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 22.6、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 41.0 となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 28 年度の収支の状況は、収入 589 億円、支出 585 億円で、差引 4 億円の黒字となっている。収入の主な内訳は、負担金 587 億円（全体の 99.5%）、利息及び配当金 3 億円（同 0.5%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 403 億円（全体の 69.0%）、退職一時金 14 億円（同 2.4%）、遺族年金 167 億円（同 28.6%）となっている。

